データ資料31 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況 (28年3月末現在)

	市町村	種	種 一般粉じん							特定粉じん		
保健所		項	2	3	4	5			2			
		施設	鉱物 • 土石 堆積場	ベルト コンベア ・ バケット コンベア	破砕機 ・ 摩砕機	ふるい	合 計	工場・ 事業場数	混合機	合 計	工場・ 事業場数	
乙訓	向 日 市			6			6	2				
	長岡京市			7	1		8	2				
	大 山 崎 町				1		1	1				
	小 計			13	2		15	5				
山城北	宇 治 市		2	45	16	6	69	4				
	城陽市		2	20	1		23	4				
	久 御 山 町											
	八幡市		3				3	3				
	京田辺市		4				4	3				
	井 手 町			1			1	1				
	宇治田原町											
	小 計		11	66	17	6	100	15				
山城南	木津川市											
	笠 置 町											
	和東町			13	1		14	1				
	精 華 町			4			4	1				
	南山城村			177	1		1.0	0				
	<u>小</u> 計 亀 岡 市		2	17 66	33	24	18 125	7				
南 丹	南 丹 市		1	12	აა 1	1	125	3				
	京丹波町		1	12	2	3	17	1				
	<u> </u>		3	90	36	28	157	11				
中丹西	福知山市		17	37	18	7	79	13				
	小 計		17	37	18	7	79	13				
中丹東	舞鶴市		30	45	15	9	99	12				
	綾部市		2		10		2	2				
	小 計		32	45	15	9	101	14				
丹 後	宮津市		10	92	1		103	3				
	京丹後市		7	2	2		11	3				
	伊根町											
	与謝野町					1	1	1				
	小 計		17	94	3	1	115	7				
	計		80	362	92	51	585	67				
京	都	市	12	77	20	18	127	21				
合		計	92	439	112	69	712	88				
	電気事業法に規定					つるガス工作		民安法に規定	マナッ ナ / ケル		<u> </u> → \\T.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	

⁽注) 電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等で、大気汚染防止法第27条第2項の規定による国の行政機関の長から通知があったものを含みます。